

飛島村職員(保育士)募集

飛島村職員採用候補者試験を次のとおり行います。

■保育士職

●**予定人数** 2名程度

●受験資格

①年齢 平成元年4月2日以降に生まれた方

②学歴 大学または短期大学を卒業する見込みを含む。した方で保育士の資格を有するまたは取得見込みの方

③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません

●試験日

・第一次試験
教養試験・適正検査・作文・専門試験

9月22日(日)

・第二次試験 (面接・実技試験)

10月下旬～11月上旬

●申込書配布および申込期限

8月27日(火)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も8月27日(火)必着
※土曜・日曜および祝日を除く

●申込み・問合せ先

総務部総務課

臨時職員募集

(令和元年10月1日採用)

■道路清掃作業員 1名

●応募資格

概ね63歳まで
準中型(車両総重量7・5t未満・最大積載量4・5t未満)以上の自動車運転免許を取得している方

●勤務場所

開発部建設課

●勤務内容

道路清掃および道路附帯物件維持点検等

●勤務日および勤務時間

月曜～金曜
午前9時～午後4時
(休憩時間を含む)

●応募期間

8月1日(木)～30日(金)

●応募方法

履歴書を郵送または持参
午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜および祝日を除く

●申込み・問合せ先

開発部建設課

臨時職員募集

(プレミアム付商品券業務)

■一般事務補助職員 1名

●応募資格

63歳まで
パソコンを使用した簡単な操作ができる方(エクセルおよびワード)

●雇用期間

10月1日(火)～11月29日(金)

※再雇用無し

●勤務場所

開発部経済課

●勤務内容

窓口業務、電話対応、プレミアム付商品券に係る補助業務等

●勤務日および勤務時間

月曜～金曜
午前9時～午後5時
(休憩時間を含む)

●応募期間

8月1日(木)～30日(金)

●応募方法

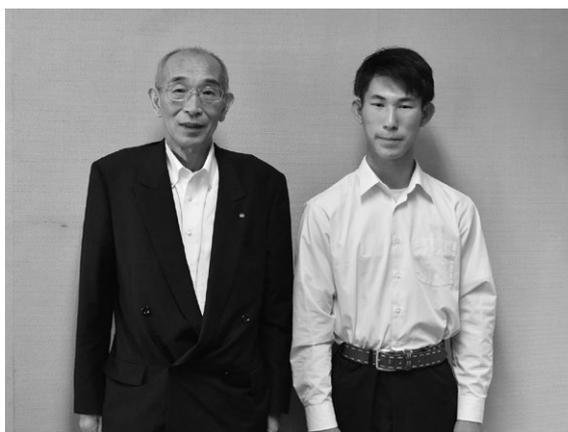
履歴書を郵送または持参
午前8時30分～午後5時15分
※土曜・日曜および祝日を除く

●申込み・問合せ先

開発部経済課

村長を表敬訪問 しました

7月30日から開催される全国高等学校総合文化祭郷土芸能部門和太鼓部門へ出場を決めた富永隆太郎君が7月10日、村長を表敬訪問しました。大会での大きな活躍を期待します。





臨時休館のお知らせ

夏まつり開催に伴い、総合社会教育センターを次のとおり臨時休館します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●休館日

8月3日(土) 午後5時～

●休館施設

総合社会教育センター全館

・中央公民館

・中央公民館ホール

・総合体育館

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課



敬老会のお知らせ

本村では、多年にわたり郷土および社会の発展に貢献された方々に感謝するとともに、長寿をお祝いする敬老会を次のとおり開催します。

●日時

9月14日(土)

受付 午前8時30分～9時25分

式典・アトラクション

午前9時30分～午後0時20分

(予定)

●場所

中央公民館ホール

●対象者

昭和21年4月1日以前に生まれた方

なお、招待状については、ご自宅へ郵送します。

●持ち物

80歳以上の方は敬老金の支給がありますので、必ず**招待状と印鑑**(シヤチハタ不可)をお持ちのうえ、敬老会にお越しください。

●問合せ先

すこやかセンター内福祉課

愛知県・飛島村津波・地震防災訓練の実施について

この地域においては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生が危惧されています。

そこで、飛島村北拠点避難所を中心に「愛知県・飛島村津波・地震防災訓練」を実施します。

つきましては、例年8月末から9月上旬に実施しています「飛島村防災訓練」を11月10日に実施する「愛知県・飛島村津波・地震防災訓練」と同時開催とさせていただきますので、訓練当日は積極的な参加や見学をお願いします。

なお、北拠点避難所周辺の皆様には、ヘリコプターや緊急車両のサイレンなどによる騒音等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●訓練日時

11月10日(日)

●訓練会場

メイン会場 北拠点避難所
サブ会場 大宝一時避難所等

●主な訓練

- ・津波からの避難訓練
- ・倒壊家屋等救助訓練
- ・ヘリコプターによる救助訓練
- ・特殊車両等の展示 など

※詳細が決まりましたら、改めてご案内します。

●問合せ先

総務部総務課

成人式のお知らせ

●日時

令和2年1月12日(日)

午前11時式典開始

(午前10時30分受付)

●場所

中央公民館

●対象

在住の方で、平成11年4月2日から平成12年4月1日までの出生者(対象者の方には後日ご案内をさせていただきます)。

※転出者等で本村の成人式を希望される方はご連絡ください。

●問合せ先

中央公民館内生涯教育課



国民健康保険からの お知らせ

●新しい保険証を送付します

現在皆さんがご持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は、8月31日までの予定です。9月1日から使用していただく保険証を、8月下旬に「簡易書留郵便」にて各世帯に送付します。

有効期限が過ぎた保険証は使用できませんので、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

●忘れていませんか？

会社の健康保険等に加入された場合は、必ず14日以内に国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

●問合せ先

民生部住民課



失業した方へ

国民健康保険税が 安くなります

失業した方のうち、倒産や解雇（特定受給資格者）、雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方は、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受ける方は、住民課窓口で申請してください。

●対象者

次の条件を全て満たす方
①平成21年3月31日以降に離職した方

②離職日時点で65歳未満の方

③雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇）または特定理由離職者（雇止め）

●軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。対象者の前年の給与所得をその100分の30とみなして算定を行います。

●軽減期間

離職の翌日の属する月から翌年度末までです。雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。国民健康保険に加入中は、

途中で就職しても引き続き対象になりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

●持ち物

①国民健康保険被保険者証
②印鑑（スタンプ印不可）
③雇用保険受給資格者証
④マイナンバーカードまたは通知カード
⑤本人確認書類

●問合せ先

民生部住民課



手当の現況届、所得状況届をご提出ください

児童扶養手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当、在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されている方は、毎年現況届または所得状況届の提出が必要です。これは、引き続き受給資格を満たしているか等を確認するための大切な手続きです。対象の方には、個別に案内を送付しておりますので、ご確認ください。

提出がない場合、手当の受給ができなくなりますのでご注意ください。

●提出方法

住民課窓口にて書類の記入や聞き取りをさせていただきます、ご提出いただきます。時間に余裕をもってお越しください。

●必要書類等

送付した案内にてご確認ください。

●問合せ先

民生部住民課



同報無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、本村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

(1) 訓練実施日時 8月28日(水) 午前11時ごろ

(2) 訓練で行う放送試験

| 情報伝達手段 | 放送内容 |
|-----------------|---|
| 同報無線 (防災ラジオ) | <p>村内56か所に設置してある同報無線から、一斉に、次のように放送されます。各家庭の防災ラジオからも同様に放送されますので、この機会に、防災ラジオの作動確認もお願いいたします。</p> <p>【放送内容】 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 ……訓練放送文…… + 下りチャイム音</p> |

※聞き逃した時などには、音声自動応答サービス(以下に、記事を掲載しております。)をご利用ください。



(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

●**問合せ先** 総務部総務課

同報無線の内容を 電話で確認できる 音声自動応答サービス

同報無線で放送した内容を電話で確認していただくことができます。

聞き逃した時や、聞き取りにくかった時などにご利用ください。

☎ 52-11451

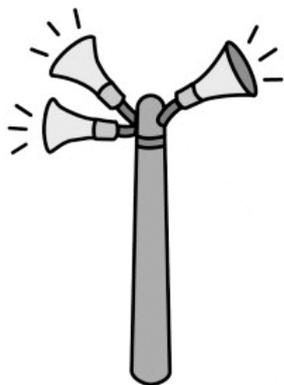
※おかけ間違いのないようにお願いします。

※通話料金が掛かります。

※混み合っている場合には通話中となる場合がありますので、しばらくしてから再度おかけ直してください。

●**問合せ先**

総務部総務課



早期教育相談のお知らせ

愛知県教育委員会では、乳幼児期（0歳以上）から、来年度に新1年生になるお子さん（6歳まで）とその保護者を対象に、早期教育相談を行います。

子育てで気になることのある方、お子さんに障害を有する可能性があると思われる方、お子さんの就学について相談したい方など、お気軽にご連絡ください。相談は予約制で、無料で行います。

●**日時**

8月27日(火)

午前10時～午後4時

●**場所**

あま市甚目寺公民館

(あま市甚目寺二伴田65)

●**対象**

乳幼児期（0歳以上）から、来年度に新1年生になるお子さん（6歳まで）とその保護者

●**申込み・問合せ先**

中央公民館内教育課

※事前の申込みが必要です。

飛島村プレミアム付商品券事業 とびしま商品券の販売について

10月1日からの消費税率引き上げにより、所得の少ない方(住民税非課税の方)・子育て世帯(3歳半未満のお子さまがいる世帯)の消費に与える影響を緩和することを目的として、プレミアム付商品券を販売します。

●購入対象者

(1)令和元年度の住民税が課税されていない方(課税基準日 平成31年1月1日)

※ただし、住民税が課税されている方と生計を同一にしている配偶者、扶養親族および事業専従者、並びに生活保護の受給者は対象外です。

※(1)の対象となる方には8月上旬以降に個別で購入引換券交付申請書を送付します。

(2)平成28年4月2日～令和元年9月30日の間に生まれたお子さま(3歳半未満)がいる世帯の世帯主の方

※(2)の対象となる方には9月中旬以降に個別で購入引換券を送付します。

●販売金額

1冊4,000円(500円×10枚セット 5,000円分)

●購入限度額

- ・購入対象者(1)の方は、1人につき5冊20,000円(25,000円分)まで
- ・購入対象者(2)の方は、対象児童1人につき5冊20,000円(25,000円分)まで

●販売期間

10月1日(火)～令和2年1月31日(金)

●使用可能期間

10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

※使用できる店舗については購入引換券送付時に同封します。

●販売場所

開発部経済課窓口

●特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

プレミアム付商品券事業を行うにあたり、内閣府や本村が以下のことを行うことはありません。くれぐれもご注意ください。

- ・商品券を販売するために手数料などの振込を求めることはありません。
- ・ATM(現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません。
- ・現時点で、皆様の世帯構成などの個人情報を照会することはありません。

●問合せ先 開発部経済課